



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

**告 示**

- 建築基準法に基づく道路の位置の指定（宮古土木事務所） ..... 1

**公 告**

- 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告（警察本部交通規制課） ..... 2
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（警察本部交通規制課） ..... 3

**公安委員会事項**

- 沖縄県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則 ..... 5
- 沖縄県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則第3条の規定により、電子情報処理組織を使用して行わせ、又は行うこととする手続等 ..... 7
- 沖縄県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則において例によることとされる知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則第4条第1項の規定により沖縄県公安委員会等が定める技術的基準及び沖縄県公安委員会等が指定する電子計算機並びに同条第6項の規定により沖縄県公安委員会等が定める添付書面等及び期間の廃止 ..... 7
- 沖縄県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則第4条第1項に規定する沖縄県警察本部長が定める技術的基準、同項に規定する沖縄県警察本部長が必要と認める事項、同条第7項ただし書に規定する措置及び同規則第7条第1項第2号に規定する措置並びに同規則第9条の規定により定める同規則第8条の規定に該当する場合における書面等への番号等の表示 ..... 7
- 沖縄県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則において例によることとされる知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則第3条の規定により、電子情報処理組織を使用して行わせ、又は行うこととする手続等に関する告示の廃止 ..... 8

## 告 示

### 沖縄県告示第316号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県宮古土木事務所において閲覧に供する。

令和3年6月1日

沖縄県宮古土木事務所長 金城盛康

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 指定の年月日 令和3年4月28日
- 3 指定に係る道路の位置 宮古島市平良字松原オブガフ362番10
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
  - (1) 延長 33.00メートル
  - (2) 幅員 4.10メートル

## 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

令和3年6月1日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 調達する物品等の種類 OSS（ワンストップサービスをいう。）警察共同利用型システム利用機器等（以下「J-POSS」という。）の賃貸借
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。
  - (1) 営業年数が令和3年4月1日現在において3年以上であること。
  - (2) 法人にあつては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額が500万円以上であること。
  - (3) 従業員の数が5人以上であること。
  - (4) 電気通信機器類等（電気通信機器類、OA機器類及びアプリケーションソフト類をいう。以下同じ。）の賃貸及び販売に関し直近2事業年度以上の営業実績を有していること。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- 4 申請の方法等
  - (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。
    - ア 一般競争入札参加資格登録申請書
    - イ 法人にあつては、登記事項証明書
    - ウ 個人にあつては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
    - エ 直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類
    - オ 入札参加資格の登録を申請する日前の直近3年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことを証する書類又は徴収の猶予（地方税法（昭和25年法律第226号）附則第59条第1項に規定するものに限る。）を受けていることを証する書類
    - カ 電気通信機器類等の賃貸及び販売に関し直近2事業年度以上の営業実績を有することを証する書類
  - (2) 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに申請に関する問合せ先
    - ア 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段 イの場所にて配付
    - イ 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県警察本部交通部交通規制課 〒900-0021 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-862-0110（内線5173）
  - (3) 申請書等の受付期間 この公告の日から令和3年7月12日（月曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）とし、受付時間は、それぞれの日の午前9時30分から午後6時までとする。
  - (4) 申請書等に使用する言語及び通貨
    - ア 言語 日本語
    - イ 通貨 日本国通貨
- 5 入札参加資格の審査結果 直接又は郵便により通知する。
- 6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から令和4年3月31日（木曜日）までとする。
- 7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。
  - (1) 商号又は名称
  - (2) 住所又は所在地
  - (3) 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）
  - (4) 使用印鑑
  - (5) 法人にあつては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額
  - (6) 電話番号
- 8 入札参加資格の取消し等
  - (1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。
  - (2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を

有していた者にその旨を通知する。

- 9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県が実施するJ-POSSの賃貸借に係る一般競争入札に限り、適用する。

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

令和3年6月1日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

#### 1 入札に付する事項

- (1) 調達する物品等の名称及び数量 OSS（ワンストップサービスという。）警察共同利用型システム機器等（以下「J-POSS」という。）の賃貸借 一式
- (2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入の期限 入札説明書による。
- (4) 納入の場所 入札説明書による。

#### 2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段

- (1) 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件をすべて満たす者であること。
  - ア 令和3年6月1日付け沖縄県公報定期第4938号登載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告によるJ-POSSの賃貸借に係る入札参加資格を有すると認められた者
  - イ J-POSSの設置及び設定を円滑に行うことができること並びに当該J-POSSに障害が発生した場合において、通報後、警察本部にあっては4時間以内、沖縄本島内の警察署にあっては6時間以内、沖縄県本島外の警察署にあっては1日以内に技術者を派遣し対応ができることを証明した体制証明書を令和3年7月12日（月曜日）午後6時までに3(2)の場所に提出した者
  - ウ 納入しようとするJ-POSSの機能等証明書を令和3年7月12日（月曜日）午後6時までに3(2)の場所に提出し、当該J-POSSを納入の期限までに納入することができることを証明した者
  - エ 経済産業省が認定している国家資格又は民間で認定している資格のうち、ネットワーク技術に関する資格を取得している者（以下「ネットワーク技術者」という。）を有している者
  - オ Microsoft Windows Server 2008関連のMCP認定資格取得者又はこれと同等の資格があると発注者が認めた者（以下「MCP認定技術者」という。）を有している者
  - カ Oracle関連の認定資格取得者又はこれと同等の資格があると発注者が認めた者（以下「Oracle認定技術者」という。）を有している者
  - キ J-POSSの保守に関する知識を有する技術者（以下「専任技術者」という。）を2人以上有し、専任技術者がネットワーク技術者、MCP認定技術者及びOracle認定技術者と迅速に連絡を取り、当該J-POSSを円滑に保守することができる体制を確保できる者
  - ク 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が定めるプライバシーマーク又は情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度の認証を取得している者

- (2) 資格に関する文書を入手するための手段 3(2)の場所にて配付

#### 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

- (1) 時期 この公告の日から令和3年7月12日（月曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時30分から午後6時まで
- (2) 場所 沖縄県警察本部交通部交通規制課 〒900-0021 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-862-0110（内線5173）

#### 4 契約条項を示す期間及び場所

- (1) 期間 この公告の日から令和3年7月12日（月曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時30分から午後6時まで
- (2) 場所 沖縄県警察本部警務部会計課 〒900-0021 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-862-0110（内線2242）

#### 5 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 令和3年8月13日（金曜日）午前10時30分
- (2) 場所 沖縄県警察本部庁舎1階警察資料室

- 6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を5(1)の日時までに沖縄県警察本部警務部会計課に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
  - (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合
- 7 入札の無効 次の入札は、無効とする。
- (1) 入札参加資格のない者のした入札
  - (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
  - (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
  - (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
  - (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
  - (6) 入札条件に違反した入札
  - (7) 連合その他不正の行為があった入札
  - (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 8 入札説明書及び仕様書の交付
- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 この公告の日から令和3年7月12日（月曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時30分から午後6時まで
  - (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 3(2)の場所
- 9 落札者の決定の方法
- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
  - (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
- (1) 名称 沖縄県警察本部警務部会計課
  - (2) 所在地 〒900-0021 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 11 契約の手続において使用する言語及び通貨
- (1) 言語 日本語
  - (2) 通貨 日本国通貨
- 12 その他必要な事項
- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
  - (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法  
ア 期限 令和3年8月12日（木曜日）午後6時  
イ 方法 簡易書留郵便により4(2)の場所に提出すること。
  - (3) 最低制限価格 設定しない。
  - (4) その他 詳細は、入札説明書による。
- 13 Summary
- (1) Names and Quantities of the product to be leased  
OSS Network Device for the Information System at Okinawa Prefectural Police: 1 set
  - (2) Characteristics of the products to be leased  
Refer to the bid instruction and the specification document.
  - (3) How to submit the bid document  
Due Date and Time: 10:30 a.m. Friday, August, 13, 2021  
Place: Okinawa Prefectural Police HQ, First Floor  
※We do not accept the bid documents sent by telegrams or electrical transmissions.
  - (4) How to submit the bid document by postal service  
Due Date and Time: 18:00 Thursday, August, 12, 2021



Handling division: Finance Division, Police Administration Department

Okinawa Prefectural Police HQ

Location: 1-2-2 Izumizaki, Naha City, Okinawa Prefecture, 900-0021 Japan

※The bid document must be delivered by registered mail to the handling division.

(5) Bid opening

Date and time: 10:30 a.m. Friday, August, 13, 2021

Place: Okinawa Prefectural Police HQ, First Floor

(6) Traffic Management and Control Division, Traffic Department,

Okinawa Prefectural Police HQ

1-2-2 Izumizaki, Naha City, Okinawa Prefecture, 900-0021 Japan

Phone: 098-862-0110 (Ext. 5173)

## 公安委員会事項

### 沖縄県公安委員会規則第8号

沖縄県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則を次のように定める。

令和3年6月1日

沖縄県公安委員会

#### 沖縄県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則

沖縄県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年公安委員会規則第8号）の全部を改正する。

（趣旨）

**第1条** この規則は、国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年国家公安委員会規則第6号）第11条並びに沖縄県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年沖縄県条例第34号。以下「条例」という。）第3条第1項、第4条第1項及び第6条第1項の規定に基づき、公安委員会等に係る行政手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うために必要な事項を定めるものとする。

（定義）

**第2条** この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公安委員会等 沖縄県公安委員会（以下「公安委員会」という。）、沖縄県警察本部長（以下「警察本部長」という。）及び警察署長をいう。
- (2) 法令 法律、法律に基づく命令、条例及び公安委員会が定める規則その他の規程をいう。
- (3) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子証明をいう。
- (4) 電子証明書 電子署名を行った者を確認するために用いられる事項が当該者に係るものであることを証明するために作成された電磁的記録をいう。
- (5) 申請等 申請、届出その他の法令の規定に基づき公安委員会等に対して行われる通知をいう。

2 前項に定めるもののほか、この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

（手続等の公示）

**第3条** 公安委員会は、公安委員会等がこの規則の規定により電子情報処理組織を使用して行わせ、又は行うこととする手続等について、あらかじめ、当該手続等の根拠となる法令の名称及び条項並びに当該使用を開始する日を公示するものとする。

（電子情報処理組織を使用する方法により行う申請等）

**第4条** 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。以下「法」という。）第6条第1項又は条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行うものは、申請等を行うものの使用に係る電子計算機であつて警察本部長が定める技術的基準に適合するもの（次項及び第5項において「申請者の電子計算機」という。）から、当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項その他公安委員会等が必要と認める事項を入力し（当該事項が記載された書面等をスキャナその他これに類する装置により読み取ってできた電磁的記録による入力を含む。）、送信（入力された事項が公安委員会等が指定する電子計算機に備えられたファイルに記録されることをいう。次項及び第5項において同じ。）しなければならない。

- 2 前項の規定による申請等を行うもの（条例第3条第1項の規定により行うものに限る。）は、申請者の電子計算機から、識別符号及び次項の規定による届出に際して届け出た暗証符号を入力し、送信しなければならない。
- 3 前項の規定による申請等を行おうとするものは、あらかじめ、申請等を行おうとするものの氏名又は名称、使用しようとする暗証符号その他必要な事項を届け出なければならない。
- 4 公安委員会等は、前項の規定による届出を受けたときは、当該届出をしたものに識別符号を付与するものとする。
- 5 第1項の規定により申請等を行うものは、申請者の電子計算機から、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等又は電磁的記録（以下「添付書面等」という。）に記載され、若しくは記録されている事項又は記載すべき、若しくは記録すべき事項を入力し（当該事項が記載された書面等をスキャナその他これに類する装置により読み取ってできた電磁的記録による入力を含む。）、送信しなければならない。ただし、添付書面等を提出した場合は、この限りでない。
- 6 公安委員会等は、電子情報処理組織を使用して申請等を行うものが添付書面等のうち公安委員会等が定めるものに記録されている事項を入力する場合は、公安委員会等が定める期間、当該入力に係る事項の確認のために必要な限度において、当該添付書面等を提出させることができる。
- 7 第1項の規定により申請等を行うものは、入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。ただし、警察本部長の指定する当該申請等を行ったものを確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。
- (1) 商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項及び第3項（これらの規定を他の法令の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき登記官が作成した電子証明書
  - (2) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する署名用電子証明書
  - (3) 前2号に規定するもののほか、公安委員会等が指定する電子証明書
- 8 法令の規定に基づき同一内容の書面等を複数必要とする申請等（副本又は写しを正本と併せ必要とするものを含む。）について、第1項の規定により申請等が行われたときは、当該申請等に係る必要な数の書面等が提出されたものとみなす。  
（電子情報組織による処分通知等）
- 第5条** 公安委員会等は、条例第4条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して行われた申請等に対する処分通知等を行う場合は、当該処分通知等を受けるものがあらかじめ書面等によって処分通知等を受けることを求めたときを除き、当該処分通知等を電子情報処理組織を使用して行うことができる。
- 2 公安委員会等は、電子情報処理組織を使用して処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を公安委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録するものとする。この場合において、公安委員会等は、当該処分通知等が電子署名を要するものと認めるときは、入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該情報と併せて公安委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録するものとする。  
（電磁的記録による作成等）
- 第6条** 公安委員会等は、条例第6条第1項の規定により書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うときは、当該事項を公安委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって作成又は保存する方法によるものとする。  
（署名等に代わる措置）
- 第7条** 法第6条第4項又は条例第3条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものは、次に掲げる措置とする。
- (1) 電子署名（当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する第4条第7項各号に掲げる電子証明書が併せて送信されるものに限る。）並びに第4条第2項に規定する識別符号及び暗証符号の入力
  - (2) 警察本部長が指定する方法で行う申請等を行ったものを確認するための措置
- 2 条例第4条第4項及び条例第6条第3項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものは、電子署名（当該電子署名に係る電子証明書が併せて添付されたものに限る。）とする。  
（申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合）

**第8条** 法第6条第6項に規定する申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情があると公安委員会等が認める場合
- (2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがあると公安委員会等が認める場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、申請等の全部を電子情報処理組織を使用する方法により行うことが、不可能な場合又は申請等に係る利便性を著しく損なう場合  
(補則)

**第9条** この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、警察本部長が定めるものとする。

**附 則**

この規則は、令和3年6月1日から施行する。

**沖縄県公安委員会告示第113号**

沖縄県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則（令和3年沖縄県公安委員会規則第8号）第3条の規定により、電子情報処理組織を使用して行わせ、又は行うこととする手続等の根拠となる法令の名称及び条項並びに当該使用を開始する日を次のとおり告示する。

令和3年6月1日

沖縄県公安委員会

- 1 電子情報処理組織を使用して行わせる手続等の根拠となる法令の名称及び条項

法令の名称	条項
自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）	第4条第1項
自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第1号）	第5条第1項
道路交通法（昭和35年法律第105号）	第78条第1項、第4項及び第5項
警備業法（昭和47年法律第117号）	第16条第2項及び第3項
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第4号）	第17条第1項

- 2 使用を開始する日

令和3年6月1日

**沖縄県公安委員会告示第114号**

沖縄県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則において例によることとされる知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則第4条第1項の規定により沖縄県公安委員会等が定める技術的基準及び沖縄県公安委員会等が指定する電子計算機並びに同条第6項の規定により沖縄県公安委員会等が定める添付書面等及び期間に関する告示（平成29年沖縄県公安委員会告示第183号）は、廃止する。

令和3年6月1日

沖縄県公安委員会

**沖縄県警察本部告示第1号**

沖縄県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則（令和3年沖縄県公安委員会規則第8号。以下「規則」という。）第4条第1項に規定する沖縄県警察本部長が定める技術的基準、同項に規定する沖縄県警察本部長が必要と認める事項、同条第7項ただし書に規定する措置及び規則第7条第1項第2号に規定する措置並びに規則第9条の規定により定める規則第8条の規定に該当する場合における書面等への番号等の表示を次のように定める。



令和3年6月1日

沖縄県警察本部長 日 下 真 一

- 1 規則第4条第1項に規定する申請等をするものの使用に係る電子計算機の技術的基準は、沖縄県公安委員会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものとする。
- 2 規則第4条第1項に規定する沖縄県警察本部長が必要と認める事項は、同項に規定する申請等をするものが、当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項が記載された書面等をスキャナその他これに類する装置により読み取ってできた電磁的記録による入力を行う場合にあっては、当該電磁的記録を作成した日時とし、当該電磁的記録に記録するものとする。
- 3 規則第4条第7項ただし書に規定する措置は、別表の左覧に掲げる法令等の同表右覧に掲げる規定に基づく申請等を行う場合において、不特定のものによって受信させることを目的とする電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信をいう。以下この項において同じ。）の送信（公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信を除く。）の用に供される電気通信設備のうち当該申請等の用に供する部分（以下「申請部分」という。）をインターネットにおいて識別することができる文字、番号、記号その他の符号であって、申請等を行うものの電子メールアドレス（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成14年法律第26号）第2条第3号に規定する電子メールアドレスをいう。）ごとに異なるものとなるように、有効期間を定めて割り当てられるもの（以下「ワнтаイムURL」という。）を受信し、当該ワнтаイムURLを用いて申請部分に接続する措置とする。
- 4 規則第7条第1項第2号に規定する措置は、別表の左覧に掲げる法令等の同表右覧に掲げる規定に基づく申請等を行う場合において、規則第4条第1項の規定により氏名又は名称を入力し、又は送信することとする。
- 5 規則第9条の規定により、規則第8条に規定する場合において規則第4条第1項に規定する申請等をするものが規則第8条に規定する部分に係る書面等を提出しようとするときは、沖縄県公安委員会等が指定する文字、番号又は記号その他の符号を明らかにしなければならないものとする。

別表（3、4関係）

法令の名称	条項
道路交通法（昭和35年法律第105号）	第78条第1項、第4項及び第5項
警備業法（昭和47年法律第117号）	第16条第2項及び第3項
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第4号）	第17条第1項

沖縄県警察本部告示第2号

沖縄県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年沖縄県公安委員会規則第8号）において例によることとされる知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年沖縄県規則第54号）第3条の規定により、電子情報処理組織を使用して行わせ、又は行うこととする手続等に関する告示（平成29年沖縄県警察本部告示第2号）は、廃止する。

令和3年6月1日

沖縄県警察本部長 日 下 真 一

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 アント出版 〒903-0804 那覇市首里石嶺町4丁目291番地1
---	---